

平成24年度 第1回杉並区外部評価委員会 次第

平成24年7月9日(月)・午後3時～
杉並区役所中棟4階・第1委員会室

1 委員委嘱

2 委員紹介

3 会長選出

4 区側出席者紹介及び配布資料確認

5 報 告

(1) 平成24年度行政評価等の取組について

(2) 平成25年度行政評価の運用、体系について

6 議 事

(1) 平成24年度外部評価の進め方について

7 その他

〈資料〉

- ・資料 1 委員名簿
- ・資料 2 事務局名簿
- ・資料 3 外部評価委員会設置要綱
- ・資料 4－1 平成 24 年度行政評価等の取組について
 - 〈参考 1〉 行政評価制度見直しの方向性について（中間のまとめ）概要版
 - 〈参考 2〉 行政評価制度見直しの方向性について（中間のまとめ）
- ・資料 4－2 事務事業評価表見本・財団等経営評価表（一部）見本
- ・資料 5 基本構想（冊子）
- ・資料 6 総合計画・実行計画
- ・資料 7－1 平成 24 年度外部評価の進め方について
- ・資料 7－2 評価対象事業一覧（案）
- ・資料 7－3 財団等経営評価対象団体一覧
- ・資料 7－4 現場視察先候補例
- ・資料 8 杉並区入札監視委員会について

平成 24 年度 杉並区外部評価委員会 委員名簿

(第 6 期 : H24.7.9 現在)

氏 名	所 属	期数
おく 眞 美 おく ま み	公立大学法人首都大学東京都市教養学部都市政策コース 教授 内閣府「官民競争入札等監理委員会」専門員	3 期目
た ぶち ゆき こ た ぶち ゆき こ	(株)三菱総合研究所 政策評価チーフコンサルタント 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 文部科学省独立行政法人評価委員会 委員 さいたま市行財政改革有識者会議 委員 鎌倉行革市民会議 委員	3 期目
なな まつ まさる なな まつ まさる	日本公認会計士協会 東京会杉並会幹事 公認会計士 税理士	1 期目
やま もと きよし やま もと きよし	東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員	6 期目
よし かわ とみ お よし かわ とみ お	公立大学法人県立広島大学経営情報学部教授 広島県経済財政会議委員 大阪府特別参与(大学関係)、大阪市特別参与(大学関係)	6 期目

委嘱期間：平成 26 年 3 月 31 日まで

平成 24 年度 杉並区外部評価委員会
事務局

政策経営部長	牧 島 精 一
総務部長	宇 賀 神 雅 彦
政策経営部企画課長	白 垣 学
政策経営部行政管理担当課長	朝 比 奈 愛 郎
政策経営部財政課長	森 雅 之
総務部総務課長	有 坂 幹 朗
総務部定数・組織担当課長	後 藤 行 雄
総務部経理課長	和 久 井 伸 男
政策経営部企画課企画調整担当係長	細 谷 裕 史
政策経営部企画課企画調整担当係長	浅 川 祐 司
政策経営部企画課企画調整担当係長	吉 田 和 代
総務部経理課契約統括担当係長	柴 山 真 司

杉並区外部評価委員会設置要綱

〔平成14年9月6日〕
〔杉政企発第77号〕

改正 平成24年3月23日杉並第65110号

(設置)

第1条 区における行政評価制度を第三者の立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、政策実現手段としての入札及び契約手続の公正性、透明性を確保するため、杉並区外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区による行政評価の結果について、意見をまとめ公表すること。
- (2) 行政評価制度の改善等に関すること。
- (3) 個別外部監査のテーマの選定に関すること。
- (4) 入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関すること。
- (5) 入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立ての処理に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員5名をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者及び区在住の専門家等のうちから区長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 区長は、必要があると認めるときは、会長に委員会の開催を求めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策経営部企画課、総務部経理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月11日から施行する。

附 則（平成24年3月23日杉並第65110号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

平成 24 年度 行政評価等の取組について

平成 23 年度の主な取組

政策評価・施策評価を、新たな総合計画策定の基礎作業と位置付け、中長期の戦略的視点から、今後取り組むべき課題を精査する目的で実施した。新たな計画策定に向けた区政検証の一環として、平成 22 年度に引き続き、「事務事業等の外部評価（杉並版「事業仕分け」）」を実施した。また、外部評価委員による評価結果を受けて事業の見直しを進め、一部の事務事業については評価結果を平成 24 年度予算に反映した。

平成 24 年度行政評価等の取組方針

1 行政評価の実施について

平成 23 年度の事務事業は、旧計画と新計画の狭間にあって、上位となる政策・施策の計画体系が存在しないことから、今年度限りの評価を実施する。

今年度は、事務事業評価のみを実施することとし、政策評価・施策評価は行わない。

評価にあたっては、事業の必要性、経済性・効率性、有効性等の観点から評価し、事業が抱える課題を明らかにするとともに、見直し・改善に結びつける。

全事務事業を評価対象とし、評価項目については平成 23 年度と基本的に同様とする。

次に掲げる事業については、区政経営報告書に反映させるための評価をあわせて行う。

(ア) 「平成 23 年度区政経営計画書」の主要事業

(イ) 補正予算にて対応した重点事業（東日本大震災対応事業等）

評価の実施に際しては、「何のための評価か」という原点に立ち返り、その目的を職員が再確認し、内容を充実させるために組織として十分な議論を行い、組織と職員の政策形成能力の向上に寄与するよう取り組むこととする。

評価内容については、各事務事業を所管する課長を責任者として確認することとし、最終的には部内で十分調整するものとする。

評価の実施時期は、区政経営報告書の作成と整合性を図り、評価結果を区政経営報告書及び平成 25 年度予算の検討に反映させる。

2 財団等経営評価について

スポーツ振興財団、障害者雇用支援事業団、社会福祉協議会、シルバー人材センター、杉並環境ネットワーク、交流協会の6団体について実施する。

評価は、財団等が自ら行う一次評価、区所管部による二次評価、行財政改革推進本部による三次評価の三段階で実施する。

3 外部評価について

杉並区外部評価委員会において、区が実施した行政評価及び財団等の経営評価に対して、第三者の立場から再評価を行う。評価方法については、より有効な評価となるよう工夫し、評価の精度向上に資することを目指す。

(1) 事務事業等に対する外部評価について

外部評価において対象とする事業は、平成23年度「区政経営報告書」に掲載する各部の主要事業の中から、外部評価委員会が決定する。

(2) 財団等経営評価に対する外部評価

区が実施する財団等の経営評価に対して、第三者の立場から再評価を行う。

4 行政評価制度の見直し

総合計画・実行計画の進捗に資する評価となるよう、評価体系を整備する。

施策の体系と予算の事務事業との再編を図る。

「行政評価制度の見直しの方向性について(中間まとめ)」を基に、検討を深め、方向性を定めていくこととする。

評価制度の見直しに際しては、外部評価委員会の意見を聴きながら検討を進める。

5 平成24年度スケジュール

別紙「平成24年度 行政評価スケジュール」参照

平成24年度 行政評価スケジュール

項目	平成24年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
24年度 行政評価	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;">説明会(6月4・6日)</div> <div style="width: 20%;">区政経営報告書公表</div> <div style="width: 20%;">行政評価報告書公表</div> </div>											
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;">事務事業評価</div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;">財団等経営評価 (自己評価・二次評価)</div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;">財団等経営評価 (三次評価)</div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;">財団等経営評価報告書公表</div> </div>											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: auto;">25年度以降の行政評価体系の整理、実施方法等の検討</div>												
外部評価 委員会	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 25%;">第1回 24年度行政評価の取組みについて 25年度行政評価の運用、体系について</div> <div style="width: 25%;">第2回 事務事業評価外部評価</div> <div style="width: 25%;">第3回 入札監視</div> <div style="width: 25%;">第4回 評価結果と区の対処方針 25年度行政評価制度に対する意見 外部評価報告書公表</div> </div>											

行政評価制度見直しの方向性について（中間のまとめ）—概要—

平成23年3月

I 行政評価制度の現状

○現状～その成果と問題

制度の導入により、行政活動のコストや成果を定量的に把握し、評価・検証する取組が、区政運営のマネジメントサイクルの一環として定着。職員の意識も大きく変化。

しかし、評価の内容と評価結果の活用は不十分で、職員に評価に伴う作業の負担感が増大。

○問題の背景・要因

- 毎年度、全ての事務事業等を網羅的に評価対象とし、一律的に取扱っている
- 評価にあたり、組織的な議論が行われず、担当者任せの傾向がある
- 評価と予算編成や計画策定等に活用する仕組みが整備されていない
- 制度の効果的な運用に向けた基盤整備が十分行なわれていない など

II 行政評価制度の見直しに向けて

1 見直しの考え方・視点

制度の実効性を着実に高めるために、次の視点で見直し、改善を図る。

- ①各評価の目的・意図を明確にし、評価を重点化
- ②活用しやすい仕組みを整備
- ③運用の基盤を再整備

2 見直しのポイント

- 政策評価・施策評価は、計画改定年次に実施
- 事務事業評価は、重点的に評価すべき事務事業とそれ以外を区分
- 評価表を簡素化（評価項目の整理など）
- 評価結果を予算編成や計画の調書にリンクさせる等、活用の仕組みを整備
- 組織的な議論を重視した取組に転換
- 「手引書」の作成、研修等により、各部門の主体的な取組を支援 など

行政評価制度見直しの方向性について（中間のまとめ）

「杉並区事務事業等の評価・検証プロジェクトチーム」の下に、平成22年12月、行政評価制度の見直し検討部会を設置し、行政評価のこれまでの取組を検証し、今後の見直しの方向性について検討したので、以下、「中間のまとめ」として報告する。

今後、庁内及び外部評価委員会から意見を聴取し、方向性を取りまとめ、24年度に向け具体化を図る。

I 行政評価制度の現状

1 これまでの取組の経過

- 区は、平成11年度に事務事業評価を開始したが、平成14年度からは、「杉並区行政評価システムについての提言」（有識者による検討委員会）を受け、①成果重視の行政への転換、②効率的で質の高い行政の実現、③説明責任の徹底を目的に掲げ、3階層（政策・施策・事務事業）の評価制度に拡充した。合わせて、評価の客観性を高めるために外部評価委員会を設置した。
- 平成15年5月に施行された杉並区自治基本条例は、行政評価の実施・公表を区の責務と規定した。以降、
 - ・政策及び施策に関する各部の二次評価の実施（17年度）
 - ・施策に関する区民アンケートによる評価の実施（17年度）
 - ・評価単位と予算単位を統一し、行政評価を決算と一体的に実施。行政評価データを区政経営報告書に活用（21年度）
 などに取り組み、制度の充実を図ってきた。

（別紙1：取組の経過参照）

2 成果と問題

- 現行行政評価制度の導入からおよそ10年が経過した。行政評価は従来の行政運営のスタイルを大きく変えたが、制度が目指す姿と運用の実態との間には乖離が生じている。昨年8月、新区長に提出された管理職レポート及び職場・職員意見には、制度の形骸化を危惧し、見直しを求める意見が数多く寄せられた。

（別紙2：行政評価の実施概要、別紙3：部課長レポート及び職場意見参照）

- 行政評価制度の現状、その成果と問題は、次のように概括できる。

行政評価制度の導入により、行政活動のコストや成果を定量的に把握し、評価・検証する取組が、区政運営のマネジメントサイクルの一環として定着し、職員の意識も大きく変化した。

しかし、評価の内容と評価結果の活用は十分とは言えず、職員には評価に伴う作業への負担感が増している。

以下、主な成果と問題に分けて、述べる。

（1）これまでの成果

- 行政評価の実施は、区政運営と職員の意識を大きく変える意義をもった。当区の行政評価

制度は、制度としての完成度は高いとも評されている。主な成果は次のように要約できる。

- ①行政評価の取組を通じて、行政計画（基本計画・実施計画）の達成度や成果等について把握する仕組みが整い、さらに、評価と決算との連動により、区政運営のPDCAサイクルの環境が整備された。
- ②行政活動に要した経費（人件費含む）とその活動によって得られた成果について、成果指標を設定するなどして定量的に評価・検証する活動が定着するとともに、職員のコスト意識や成果を重視する意識が向上した。
- ③評価結果の公表により、区の活動状況に関する区民への説明責任が一定程度果たされ、区政の透明性を高めている。

（2）現状の問題とその要因

○行政評価制度の現状には、主に3つの問題があると考ええる。

- ①有効性の観点からの評価が十分ではなく、肯定的な評価にとどまる傾向があるなど、評価の内容が十分に的確なものとはなっていない。（評価の質が不十分）¹⁾
- ②評価の取組や評価結果が、事業等の見直し・改善や予算編成、計画策定などに有効に必ずしも活用されていない。（評価の活用が不十分）
- ③評価に伴う事務作業が膨大で、職員の負担感が増大している。（負担感が増大）²⁾

○評価の活用の乏しいことが、職員の負担感を大きくしているなど、これらの問題は相互に関連しているが、問題の背景や要因としては、次のようなことが上げられる。

- 毎年度、全ての政策・施策・事務事業を網羅的に評価対象とすることが最優先され、しかも一律的に取扱っていること。³⁾
- 評価表に評価に関するより多くの情報を求めたことにより、評価項目等が増加し、過大になっていること。
- 評価にあたり、組織的な議論が行われておらず、担当者任せの作業になっている傾向があること。
- 評価と予算編成や計画策定等の行財政システムとの連携を確保し、評価を活用する仕組みが整備されておらず、各所管部門及び企画・財政部門の双方に、評価を活用しようという目的意識も弱いこと。
- 評価制度の運用状況に目を向けた改善の努力や制度に対する職員の理解を深める取組が不足するなど、制度の効果的な運用に向けた基盤整備が十分行なわれていないこと。⁴⁾
- 評価の客観性を高めるために外部評価委員会による外部評価を実施しているが、その機能を有効に活かしきれていないこと。

○このほかに、制度をめぐっては、評価表をHP上で公表しているが、区民から関心が向けられていないなどの問題もある。

1) 評価表には、評価というよりも事業等の必要性や活動状況の事実の説明になっているもの、客観的な分析が乏しく主観的に肯定的な評価をしているもの、などが見られる。

2) 委託業務に対するモニタリング制度（平成20年度導入）、実施計画等の進捗状況調査などとの「負担の重複感」を訴える声もある。

3) 内部管理的な事務などを含め、全事務事業を施策体系に位置づけ、成果指標の設定を求め、評価している。

4) 評価に携わっている職員は限られているのが現状。評価制度の「手引き」などが未整備である。

Ⅱ 行政評価制度の見直しに向けて

1 見直しの考え方・視点

○行政評価制度は、区が環境の変化に対応し、効率的効果的な区政運営を行う上で必要な判断材料を提供し、合理的な意思決定をサポートするものである。その実施と評価結果の公表は、区自治基本条例区の責務として規定されている。⁵⁾

○24年度からは新たな基本構想と総合計画に基づき、区政が展開されるが、これを機に、行政評価を改めて区政運営上の重要な仕組みとして位置づけ、政策経営の質を高めていくことが求められる。

○評価制度の実効性を着実に高めるために、制度と運用の両面を次の視点で見直し、改善を図る必要があると考える。

① 3階層ごとの評価の目的・意図を明確にし、評価の重点化を図る。(評価の意図の明確化と重点化)⁶⁾

政策、施策評価にはより中長期的な視点が求められるなど、3階層の評価の性格は同質ではない。各階層の評価をどう活かすかという意図を明確にした取組とするとともに、評価作業の負担を軽減しつつ評価内容の充実を図られるよう、評価を重点化する。

② 活用しやすい仕組みをつくる。(活用促進の仕組み)

評価制度は行政活動をマネジメントする一つのツールであり、活用しようとする目的意識が伴わなければ機能しないが、活用を促進する仕組みも大事である。評価が積極的に活用されるよう、具体的な仕組みを組み込むとともに活用の手順を整えていく。

③ 職員が組織的、主体的に取り組めるよう運用の基盤を再整備する。(基盤の再整備)

行政評価の充実のためには、評価の取り組み方を抜本的に変え、各職場で組織的で多角的な議論が行われるようにする必要がある。職員が評価制度の意義を理解し、評価能力を高め、主体的に取り組むことができるよう、制度の運用基盤を再整備していく。

2 見直しの方向・ポイント

(1) 評価の意図の明確化と評価の重点化

ア 各階層の評価の意図と評価の方法

〔政策評価及び施策評価〕

○政策評価、施策評価には、計画の進行管理を行うとともに手段の有効性を検証し、中長期の戦略的な視点から経営資源の最適な配分を考えるという役割がある。

○今後は、政策評価、施策評価を中長期的なマネジメントサイクルとして位置づけ、計画策定(改定)に反映していくという意図を明確にし、計画立案時の基礎的な作業として集中的に実施する。(計画策定・改定年次に実施)⁷⁾

⁵⁾ 自治基本条例第21条「区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。」

⁶⁾ 政策評価は、「基本構想・基本計画の達成度の確認」、「政策・施策の重点化・戦略化」、「施策の優先順位付け」を目的とし、また施策評価は、「施策の有効性」「事務事業の優先順位付け」を目的に実施するものとしてきた。いずれも妥当であるが、取組において活用の意図が不明確となっている。

⁷⁾ 新たな総合計画は、10年間に取り組む施策の目標等を掲げるとともに、3年間の事業計画を明らかにするものとされ、2

○なお、成果目標等の実績データについては毎年度測定し、達成状況等を把握し、公表する。

〔事務事業評価〕

○事務事業評価には、事務事業の現状や執行過程について、効率性や有効性の観点から検証し、事業の抱えている課題等を明らかにする役割があるが、これを事業の改善に結びつけていくことを重視する。

○評価は、毎年度実施するが、今後は、効率性・有効性等について重点的に評価すべき事務事業とそれ以外の事務事業とを区分し、評価を重点化して取組むこととする。重点評価の対象は、新たな総合計画の重点事業のほか、各部で選定する。

イ 評価表の改善

○評価表については、記述の負担を軽減し、簡明な表記とするために、評価項目を一部簡素化する方向で見直すとともに、指数化・ランク表示等の工夫を行う。

○事務事業評価表については、いくつかの事業の性格に対応したパターン別の評価表様式を検討する。

(2) 評価の活用を促進する仕組みの整備

○評価結果は、所管部門における事務事業の改善、予算要求（編成）や計画策定（改定）等の企画立案に当たり、積極的に活用されるようにしていく必要がある。また、予算編成や計画を担当する企画・財政部門、さらに定数管理の部門において、有効に活用すべきである。

○こうした活用を促進するために、評価を通して把握した問題を放置せず、具体的に事業改善の取組に結びつける仕組みや、評価結果を予算編成や計画の調書にリンクさせる仕組みなどを検討し、具体化する。⁸⁾

(3) 庁内の評価体制及び評価の基盤整備

ア 組織的な取り組み

○評価の充実のためには、組織的な議論を行うことが最も重要である。議論を通じた評価のプロセスは、組織と職員の政策形成能力の向上にもつながる。したがって広く職員が行政評価制度の意義や仕組みを理解し、評価に関わっていくようにする必要がある。

○事務事業評価については、所管課の基礎単位である係において十分な議論した上で、最終的には課長をリーダーとする検討の場で取りまとめる。また、政策評価、施策評価については、各部に部長を責任者とする評価委員会を設置するなど、二次評価機能の充実を図り、取りまとめる。

○施策評価、事務事業評価により把握された見直し・改善の課題等について、その後の所管課の対応経過を各部の二次評価部門で確認するなどの具体的な仕組みを検討する。

イ 評価担当部門の役割

○評価担当部門（企画課）には、評価制度の実効性を高めていくために、制度の運用の状況を把握し、問題の解決に当たる役割がある。

○行政評価に関する①実施要綱等の必要な規定の整備、②「手引書」の作成、③年次報告

年ごとに改定する方向で検討されている。

⁸⁾ 行政評価を次年度の各部の経営方針や課・係の目標の設定にリンクさせ、職員の自己申告（職務目標）にも反映させていくことも有益である。そのために、年度末に暫定的な事務事業評価等を実施し、活用する方法も考えられる。

書等による優れた評価の取組事例の紹介④職員研修等の継続的な実施などにより、職員の評価能力を高め、各部門で主体的に評価に取り組めるよう支援する。

ウ インセンティブの導入

○行政評価の実効性を担保するためには、各々が評価を通じて、施策の再構築や事務事業の見直し・改善を行った場合、縮減できた経費等を新たな施策等に一定程度振り向けられるインセンティブを導入するなど、職員がより達成感を得られる環境を整えることが望ましい。

エ 情報システムの導入検討

○評価作業の効率化、行政評価に関連する情報の一元化と活用、区民への有効な公表等、行政評価制度を効果的に機能させるために、行政評価の情報システム導入について検討を行う。

(4) 評価の客観性の確保

ア 適切な成果指標の設定

○これまで、成果指標の設定には試行錯誤してきた経緯があるが、新たな総合計画の策定に際して、改めて適切な成果指標について十分検討し、設定する。なお、行政活動の中には、成果を指標として数値化することが難しいものもあるので、機械的な設定を求めない等、この場合の取り扱いを明確にする。

○「区政チェックリスト」についても、新たな総合計画の政策の方向を踏まえ、より適切な項目を選定する。

イ 外部評価の活用

○評価の客観性を確保する上で、外部評価委員会の機能を効果的に活用する必要がある。

○外部評価の対象は、政策・施策レベルを基本として選定するとともに、各委員が所管部門との質疑を踏まえて評価する方法を本格的に取り入れることが望ましい。⁹⁾外部評価の結果に対しては、区の対処方針を定めて対応する。評価方法についての指摘も評価の向上に活かしていく。

○引き続き、毎年度、評価制度に関する提言を受け、制度の充実を図っていく。

ウ 行政評価への区民参画

○行政評価における区民参画の一つとして実施している区民アンケートについては、施策の目標、成果及び経費を示して、幅広く区民から評価を受ける貴重な機会である。適宜、対象を選定して実施し、その結果を分析し、評価の充実と施策の見直し等に反映させていく。このほかの区民参画の手法については、今後の検討課題とする。

(5) 評価結果の公表方法の改善

○評価結果を公表し、区民に対する説明責任を果たすことは、評価制度の基本的役割であり、全ての評価表を区HP上で公表しているが、区民から関心が向けられていない現状がある。主な施策の評価結果の要旨を図表等も活用し、分かりやすくまとめるなど、公表のあり方を工夫していく。

以上

⁹⁾ 平成22年度に実施された「事務事業等の外部評価」(杉並版「事業仕分け」)では、各委員が所管部門との間で質疑を交し、多角的な視点から示唆に富む評価意見が表明された。

杉並区行政評価 取組の経過

(平成 1 1 年度)

- すべての事務事業を対象とした評価制度を導入。

(平成 1 3 年度)

- 公社等 8 団体の経営改善を目指し、公社等経営評価を導入。
- 総合的な行政評価制度の構築のため「行政評価検討委員会」(有識者等で構成)を設置。
- 政策評価や外部評価の導入に向けて「職員の行政評価に対する意識や行動に関する実態調査」を実施。

(平成 1 4 年度)

行政評価検討委員会からの「杉並区行政評価システムについての提言」を受け以下を導入。

- 政策・施策評価を試行実施 (6 政策、3 2 施策)。
- 区民の視点から区の状況の概略を把握できるよう 6 分野 3 0 項目の指標を「杉並区政チェックリスト」として導入。
- 行政評価の客観性を高めるため、学識経験者等で構成される「外部評価委員会」を設置。

(平成 1 5 年度)

- 杉並区自治基本条例第 2 1 条に行政評価の実施と結果の公表を規定。
- 政策・施策評価を本格実施。

(平成 1 6 年度)

- 行財政改革実施プランの改定にあたり、協働に関する評価項目を追加。

(平成 1 7 年度)

- 各部に二次評価部門を設置し、政策、施策について二次評価を開始。
- 行政評価への区民参画を目的として、6 つの施策について「区民アンケート」を開始。

(平成 1 8 年度)

- 評価表に「事務事業の主な取り組み」「投資的経費」の欄を追加。

(平成 1 9 年度)

- 事務事業評価表を杉並行政サービス民間事業化提案制度における事業者等への情報提供資料として活用。

(平成 2 0 年度)

- 新財務会計システムの稼動に合わせ、予算事業と事務事業評価単位を統一し、行政評価を実施。

(平成 2 1 年度)

- 決算と行政評価とを一体的に行い、平成 2 0 年度決算説明資料として、行政評価データを活用した「区政経営報告書」を作成。

(平成 2 2 年度)

- 事務事業等の外部評価(杉並版「事業仕分け」)を外部評価の機能を発展させ実施。
- 「区政経営計画書」の主要事業や各部が選定した事務について、重点的に評価を実施。

行政評価の実施概要

1 行政評価の体系

(1) 政策、施策、事務事業の3階層構成

「杉並区基本計画」の体系に基づき、政策、施策、事務事業の3階層についての事後評価を、決算と一体的に実施している。(5月～7月実施)

区分	対象	指標	目的	評価表	主な担当部門
政策評価	基本計画 6分野 22政策項目	政策指標30 (5指標 ×6分野)	基本構想・基本計画 の達成度確認 政策・施策の重点 化・戦略化 施策の優先順位付け 区政の達成状況	政策評価表 分野チェックリスト	各政策担当部 による評価 各部の二次評 価部門による二 次評価
施策評価	基本計画 74施策項目	施策指標 173	施策の有効性 事務事業の優先順 位付け	施策評価表Ⅰ (施策項目の評価) 施策評価表Ⅱ (施策を構成する 事務事業の状況)	各施策担当課 による評価 各部の二次評 価部門による二 次評価
事務事業 評価	全ての 事務事業 (予算事業) 651事業	事務事業ごと に 活動指標2 成果指標2	事務事業の効率化 事務事業の有効性	事務事業評価表	各部による評価 各課による評価 各係による評価

(2) 杉並区政チェックリスト

区民の視点から杉並区の状況を把握するために、30項目の指標を設定している。政策・施策評価の指標との直接的な連動はないが、区の活動を区民の視点から総合的に評価する手段として実施している。(7月～8月実施)

2 庁内の評価体制

事務事業評価は所管部課において実施している。

政策・施策評価については複数の部課が関わるため、調整役として担当部課を指定している。また、各部に部長をキャップとした評価部門を設置し、二次評価を行っている。

3 行政評価への区民参画

評価への区民参画を目的として、6つの施策について郵送及びインターネットによるアンケートを行い、結果は今後の施策の進め方等の参考として活用している。(8月実施)

4 外部評価委員会

行政評価の客観性を高めるため、学識経験者等5人の委員からなる「杉並区外部評価委員会」において、区の政策・施策評価に対し、評価資料の読み取りにより外部評価を行ってきた。平成22年度は事務事業等の外部評価(杉並版「事業仕分け」)を11月に実施した。

5 評価結果の決算資料への活用

平成21年度から行政評価と決算を一体的に行い、評価表のデータや評価結果を決算資料である区政経営報告書の「主要施策の成果」、「歳出決算一覧」等に反映している。

6 区民への公表

すべての評価表について区公式ホームページに掲載するとともに、行政評価報告書及び外部評価報告書にて評価結果を報告している。

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		款	項	目	事業	整理番号						
担当部課名		係名			連絡先 電話番号		昨年度 整理番号					
(平成23年度担当部課名)						予算事業区分						
事務事業の概要	事業開始	▼	年度								<input type="checkbox"/> 主要事業	
	対象 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理				根拠 (1) 法令等 (2)							
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)				活動指標名(式)							
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)				成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標							
区分		単位	21年度	22年度		23年度		24年度	計画(目標値)に 対する23年度の 達成率 %			
			実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画				
指標	活動指標(1) ①											
	活動指標(2) ②											
	成果指標(1) ③											
	成果指標(2) ④											
総事業費・ コスト把握	事業費 ⑤		千円						23年度予算執行率%			
	(内)投資的経費等 ⑥		千円						特記事項			
	(内)委託費 ⑦		千円									
	職員数(常勤 非常勤) ⑧		人									
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含) ⑨		千円	0	0	0	0	0			
		(内)非常勤職員分 ⑩		千円	0	0	0	0	0			
	総事業費⑤+⑨+⑩ ⑪		千円	0	0	0	0	0				
	単位あたりコスト (⑪-⑥)÷① ⑫		円									
	財源	受益者負担分 ⑬		千円								
		国からの補助金等 ⑭		千円								
都からの補助金等 ⑮		千円										
その他の補助金等 ⑯		千円										
特定財源計 (⑬+⑭+⑮+⑯) ⑰		千円	0	0	0	0	0	0				
差引:一般財源(⑰-⑬) ⑱		千円	0	0	0	0	0	0				
受益者負担比率⑬÷⑰ ⑲		%										

平成24年度杉並区財団等経営評価表

団体概要	名称				電話			所管部課		
	基本			設立 年月日			代表者			
	事業目的				顧客(サービス対象)		事業内容			
事業評価指標	指標名		算式・内容			単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	活動指標									
	成果指標									
23年度の事業実績										
経営分析(定量評価)	財務	項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	特記事項			
		総収入	千円							
		受益者負担	千円							
		総支出	千円							
		資産	千円							
		経常収支	千円							
		事業費比率	%							
		管理費比率	%							
		補助金収入依存度	%							
		経常支出人件費比率	%							
	職員一人当たり事業収入	千円								
	損益分岐点	千円								
	組織	総職員数	人							
常勤換算職員数		人								
常勤役員比率		%								

経営分析(定性評価)		21年度	22年度	23年度		定性評価レーダーチャート
		評価	評価	評価	得点	
	計画性					
	目的適合性					
	健全性					
	効率性					
経済性						
総合						

※経営分析(定量評価)の「職員1人あたり事業収入」及び「常勤役員比率」の算定にあたっては、「常勤換算職員数」を用いる。

【一次評価(団体経営評価)】	事業分析(現状の分析・評価)	
	経営分析	
	定量評価	定性評価
		計画性
		目的適合性
		健全性
		効率性
		経済性
	総合評価	
【二次評価(所管部課経営評価)】		
【三次評価(行財政改革推進本部経営評価)】		

平成 24 年度外部評価の進め方（案）

1 年間スケジュール（案）

（裏面のとおり）

2 外部評価の対象

（1）事務事業については、23 年度主要事業（81 事業の見込）のうち、10 事業程度を対象とする。

①主要事業は、原則、予算事業（事務事業評価表）と一致しており、「1 主要事業＝1 事業」となる。

ただし、「主要事業が複数の予算事業から成り立っているもの」、「事業の関連性から、合わせて評価することが適切であるもの」については、そのまとまりごとに 1 事業とする。その場合、事務事業評価表に加え、所管課が作成する「評価対象概要シート」により評価する。

②22 年度、23 年度の事務事業等外部評価の対象事業は、今回の外部評価対象から除く。

（2）財団等経営評価については、財団等経営評価対象 6 団体のうち、5 団体を対象とする。

（3）区の現状を把握する一環として、現場視察を行う。

3 対象事業等の決定と評価方法（資料 7-2、7-3）

（1）8 月下旬に送付する「主要事業一覧」に基づき委員が選定し、10 事業程度、5 団体を決定する。

①評価を希望する事業・団体を選定し、9 月半ばまでに事務局に提出する。

※視察希望先についても、要望があればあわせて事務局まで提出する。

②希望事業の重複や偏りがあった場合等は再調整し、会長が最終調整を行う。

③第 2 回外部評価委員会（10 月末）で、評価表等を配布。

（2）評価表をもとに委員が評価を行う（12 月末締切）。

（3）所管課が対処方針を策定し、第 4 回外部評価委員会（2 月）において、評価の取りまとめを行う。

4 現場視察

（1）第 2 回外部評価委員会開催前に、2 時間程度で実施。

（2）視察先には、外部評価対象事業の所管部門・施設・団体を含む。

（3）外部評価対象事業決定後、事務局が会長と調整のうえ、視察先を決定する。

（4）視察先（案） 資料 7-4

平成24年度 外部評価委員会スケジュール案

	外部評価	入札監視	行政評価等の取組（参考）
6月			<ul style="list-style-type: none"> ○「区政経営報告書」作成説明会 （行政評価説明） ○事務事業評価（～7月） ○財団等経営評価（～8月） ○事務事業評価表提出・調整
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回外部評価委員会(7/9) ・24年度外部評価の進め方等 		<ul style="list-style-type: none"> ○区政経営報告書原稿作成
8月	外部評価対象事業・団体選定		<ul style="list-style-type: none"> ○行政評価体系の構築等、25年度以降の行政評価制度について検討（～2月）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ★外部評価担当決定 現場視察先決定 		<ul style="list-style-type: none"> ○区政経営報告書発行(上旬) ○経営評価報告書速報版発行(上旬)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○現場視察 ○第2回外部評価委員会 ・24年度外部評価について ・25年度以降の行政評価について 	入札監視資料を 委員に送付 入札監視対象の選定 案件決定	
11月	評価表作成		<ul style="list-style-type: none"> ○行政評価報告書 ○経営評価報告書発行
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回外部評価委員会(中旬) ・入札及び契約に関する外部評価 		
1月			<ul style="list-style-type: none"> ○外部評価に対する対処方針作成
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回外部評価委員会(上旬) ・外部評価まとめ （・25年度の個別外部監査テーマ推薦） ・25年度以降の行政評価について <li style="text-align: center;">総括意見 		
3月	外部評価委員会報告書発行(下旬)		

評価対象事業一覧(案)

資料7-2

※網かけの事業は、事務事業等外部評価実施事業のため、24年度外部評価の対象から除く。

- 「新たに」・・・平成23年度予算で新たに取組む内容を含む事業
(平成22年度補正予算により始めたものを含む)
- 「発展・継承」・・・これまでの取組を更に発展・継承する内容を含む事業
- 「見直し」・・・これまでの取組を振り返り、見直した内容を含む事業
- 「補正」・・・23年度中に補正予算により対応した事業

分野	事務事業名	計画書・補正()は事務事業等外部評価の実施年度	予算(千円)	主な取組ほか(区政経営計画書より)
政策経営分野	1 区政運営の総合調整	新たに	30,129	・基本構想・総合計画の策定
	2 区政経営改革の推進	新たに	3,808	・杉並版「事業仕分け」の実施 ・「新しい公共」の視点に基づく協働の計画と、新たな行財政改革プランの検討
	3 職員人材育成	発展継承	35,367	・人材育成計画にもとづく職員研修の実施、五つ星の区役所づくりの推進
	4 公有地活用推進	新たに	500	・国・都・区によるまちづくり推進連絡会を設置し、区内の公有地の有効活用に向けた調査研究を実施
	5 区施設の改修・改良工事	発展継承	514,609	・区施設の修繕・改良を一元的・計画的に実施。 ・「施設白書」を踏まえ、老朽化した施設の延命化と改修費の平準化に取り組む。
	6 区政の広報	発展継承(23年度)	241,195	・広報すぎなみの発行、ホームページの運用、「くらしのガイド(便利帳)」、外国人の便利帳など区政情報誌の発行や、ケーブルテレビでの広報番組の制作など、各種媒体を活用した行政情報の発信。
	7 コールセンターの運営	見直し(22年度)	106,107	・受付時間の短縮、粗大ごみ受付の分離
	8 防犯対策の推進	発展継承・新たに	73,602	・(仮称)巡回安全パトロールステーションを設置(3か所)し、安全パトロール隊員が防犯相談等に応ずるとともに、ここを地域の拠点としてパトロール活動や防犯自主団体御活動を支援するなどの取組を進める。 ・街角防犯カメラ設置(23年度=24施設48台)
	9 防災会議運営等	発展継承	8,499	・地域防災計画修正を修正し、防災体制の充実・強化を図る。 ・区民向け防災啓発パンフレットの発行
	10 防災施設整備	補正	224,495	・〈震災・節電関連〉区の防災力強化 災害備蓄品の補充、新規(バルーン投光機など)配備
	11 東北地方太平洋沖地震等被災者支援	補正	170,069	・〈震災・節電関連〉被災地者(地)支援 避難者受入の施設借上、被災地への職員派遣
	12 ふるさと雇用再生特別交付金事業	発展継承	60,628	・都補助金を活用し、区内でニーズがあり、今後の地域の発展に資すると見込まれる委託事業を実施し、雇用機会を創出する。 〈予定事業〉生活支援サービス(高齢者外出支援)事業、学校ITC支援員
	13 緊急雇用創出臨時特例交付金事業	発展継承	671,247	・都補助金を活用し、委託もしくは直接実施により雇用創出事業を行い、求職者の臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供するとともに、安定的な求職活動ができるように支援 〈予定事業〉住居表示台帳の電子化、地域経済活性化等市場調査、障害者のチャレンジ雇用事業、区道認定改廃図書ほか電子化等、学校司書、区保育室事業運営委託ほか
区民生活分野	14 町会・自治会活動支援及び協力委託	発展継承	53,267	・町会・自治会が行う地域活性化等の事業に対し支援する「まちの絆向上事業助成制度」を利用しやすいよう改善。 ・町会・自治会掲示板の新設や修繕等に対する助成件数の拡大。ほか
	15 国際・国内交流の推進	発展継承・新たに	8,377	・韓国瑞草区20周年交流事業(訪問団による訪問) ・北塩原村との農協体験ツアー
	16 杉並芸術会館の維持管理	発展継承	230,968	・質の高い舞台公演やワークショップなど、多彩な事業に取り組む。(指定管理)
	17 高井戸地域区民センターの改修	発展継承	509,912	・隣接する杉並清掃工場の建替に伴い、その間の熱源確保、老朽化した施設の更新及び耐震補強を目的に、大規模な改修工事を実施。(工期23年4月～24年4月末)
	18 特別区民税、都民税徴収整理事務	発展継承	96,556	・口座振替利用の勧奨強化、滞納者に対する督促・催告、財産調査、差押等の滞納処分の強化、納付センターの活用、モバイルレジの推進 ほか
	19 住民基本台帳事務	見直し(22年度)	349,871	・日曜日の本庁サービス終了(23年9月)、土曜日の窓口のあり方検討、外国人登録に関するシステム改修ほか
	20 中小企業・団体等に対する支援	発展継承	228,006	・産業融資資金のあっせん、商工相談、商店街振興組合や産業団体への助成、緊急経済対策融資の実施、経営相談の充実など
	21 商店街振興対策	発展継承・見直し	231,760	・プレミアム付商品券事業、商店会実施イベントへの助成ほか
	22 商店街環境整備	発展継承・補正	152,051	・装飾灯ランプのLED化助成、商店街施設整備補助、空き店舗活用支援助成、防犯カメラ設置助成ほか
	23 アニメの杜すぎなみ	見直し(22年度)	6,377	・アニメ事業を、商店街や地域の活性化に繋げていくための再構築を進める(アニメ匠塾終了、アニメーションフェスティバル休止) ・「なみすけ」を、区民と区をつなぐコミュニケーションツールとして一層活用。
	24 電子地域通貨	新たに	25,642	・プレミアム付き商品券、長寿応援ポイントなどの事業を電子媒体(カード)で取り扱い、区内経済循環の消費の活性化、地域コミュニティの醸成を図る。
	25 農業の支援・育成	発展継承	8,709	・ふれあい農業体験や区民農園の運営により、区民の都市農業に対する理解を深める。 ・地元野菜デーの実施や農業者が設置した直販所の情報をまとめた「直販マップ」の更新・配布
保健福祉分野	26 高齢者保健福祉施策の推進	発展継承・補正	20,176	・南伊豆健康学園跡地等を活用した特別養護老人ホームの調査検討 ・支援を必要とする高齢者を早期に見出し、適切なサービスや施策につなげるための安心おたっしや訪問の実施
	27 障害者地域生活支援事業	発展継承	628,768	・相談支援や日常生活用具の給付・貸与、移動支援、日帰りショートステイ、入浴サービスなどの実施 ・発達障害者のひきこもり等の相談に対応するため、社会適応のための支援事業の実施
	28 心身障害者福祉手当等支給	新たに	1,122,486	・新たに、精神障害者手帳1級所持者への福祉手当(月額5000円)支給を開始。
	29 発達障害児専門相談・グループ指導	発展継承	16,464	・発達障害児・保護者等への医師・心理職による発達相談、小グループによる相談・指導を行う。 ・利用者増に対応するため、非常勤職員を増員し、個別相談・小グループ指導の充実を図る。
	30 就労支援事業	発展継承	11,352	・区役所において知的障害者等をパート雇用する「ワークチャレンジ事業」や、清掃業務における障害者雇用の調査により雇用促進に向けた課題を整理し、今後の雇用の場の拡大につなげていく。 ・作業所からの就労者を増やすため、区役所や企業での実習の推進や短時間就労など多様な就労形態に対応するためのステップアップ雇用を実施する。
	31 大規模災害見舞金・弔慰金の支給及び資金貸付	補正	990,497	東日本大震災の区内被災者について、半壊以上の住宅被害世帯に対して災害援護資金の貸付及び生活再建支援事業の給付を行う。

分野	事務事業名	計画書・補正()は事務事業等外部評価の実施年度	予算(千円)	主な取組ほか(区政経営計画書より)
32	〈高齢者の介護基盤整備の推進〉 ・特別養護老人ホーム等の建設助成 ・認知症高齢者グループホームの建設助成 ・高齢者ショートステイの建設助成 ・小規模多機能型居宅介護施設の建設助成	発展継承	259,800	・特別養護老人ホームなどの建設助成を行い、介護基盤の施設整備を推進する。
			237,458	
			69,930	
			18,938	
33	障害者入所・通所施設の整備	発展継承	98,722	・障害者入所施設・通所施設の建設助成により、障害者施設の整備を推進する。 ・入所施設や通所施設の整備には、ショートステイを併設して整備するなど、在宅生活の拡充も図る。
34	子育て応援券	見直し・補正(22年度)	738,863	・就学前の子どものいる家庭に、子育て支援サービスに利用できるチケットを交付し、地域の人と関わりながら子育てするきっかけとなるようなサービスを増やし、子育てを応援するまちづくりを進める。
35	児童虐待対策	新たに	12,826	・すこやか赤ちゃん訪問で把握した要支援家庭に、保健師・保育士等の専門的知識を有する相談員を派遣する。 ・子育ての不安感・負担感を抱える家庭に対し、離乳食づくりや子どものかかわり方等の育児技術について、一定の知識・技術を要する(仮称)訪問育児サポーターが訪問しサポートする事業を開始する。
36	〈保育園待機児童解消緊急対策〉 ・認証保育所運営 ・家庭福祉員 ・杉並区保育室の運営 ・私立幼稚園の預かり保育 ・杉並区保育室の整備	発展継承(23年度)利用者負担について	1,124,092	・保育園入所希望者の待機者を解消するための対策の実施 区保育室の増設 5所増 定員188名増 認証保育所の増設 3所増 定員110名増 旧若杉小学校跡地暫定利用区保育室の開設 1所 定員50名 私立認可保育所分室の開設 2所増 定員69名増 ほか
			88,619	
			449,230	
			12,515	
37	学童クラブ事業	発展継承	189,704	・運営業務の委託、民間学童クラブの運営助成、学童クラブの増設・移転の検討・具体化などにより、待機児童の解消に努める一方、障害児育成支援にも取り組む。
38	各種保健事業推進活動	発展継承	7,648	・自殺予防普及啓発や相談事業への取組、献血、骨髄バンクドナー登録、薬物乱用防止などの取組の推進
39	救命救急体制の充実	見直し(22年度)	59,744	・急病医療センターの開設時間の見直し ・救急協力員(区民レスキュー)の養成、公共施設等のAEDの設置、医療安全相談窓口の運営
40	在宅療養支援体制の充実	新たに	9,328	・退院後の在宅療養生活への円滑な移行に向け、在宅医療相談調整窓口を設置 ・後方支援病床を確保し、在宅療養生活を安心して継続することができる支援体制を構築 ・在宅医療推進協議会の設置により、医療、介護・福祉を連携強化を図る
41	歯科保健医療センター移転改修 歯科保健医療センターの運営 成人歯科健康診査	発展継承・新たに	50,138	・歯科保健医療センターの移転を機に事業を拡充し、地域歯科保健医療機関の拠点となることを目指す。 ・成人歯科健診の対象年齢を拡充する。
			66,362	
			89,060	
42	がん検診	発展継承・見直し	515,805	・子宮頸がん・乳がん検診は、一定年齢の区民全員に無料クーポン券等を交付し、受診率向上を目指す。 ・個別勧奨などによる受診率の向上、胃がん検診の充実、子宮頸がん予防ワクチン接種の対象者拡大、大腸がん検診の精密検査受診率の向上を図る。
43	妊産婦等健康診査	発展継承	364,692	・妊娠届出時に、妊婦健康診査受診票を交付し、安心して定期的に妊婦検診が受けられる体制を整備する。
44	安心して妊娠・出産できる環境づくり	新たに	27,675	・特定不妊治療費の一部助成、出産施設に対する施設整備補助制度の創設ほか
45	予防接種	発展継承・新たに	1,462,645	・定期予防接種の接種勧奨 ・小児肺炎球菌、ヒブワクチン、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の全額助成ほか
46	〈地域包括支援センターの機能強化〉 ・介護予防ケアマネジメント ・総合相談 ・権利擁護 ・包括的ケアマネジメント支援	発展継承 特別会計	95,360	・増加している高齢者の相談等に適切に対応できるよう、地域包括支援センター(ケア24)の相談体制の充実と機能を強化する。
			183,630	
			23,760	
			191,400	
47	家族介護支援事業等	発展継承・新たに 特別会計	408,412	・介護者の負担軽減と要介護者の在宅生活を支援するため、介護用品の支給、徘徊高齢者探索システム、認知症高齢者家族安らぎ支援などの実施 ・高齢者を介護している65歳以上の家族を対象に、ヘルパー等を派遣する家族介護者生活支援サービスを実施 ・介護法品の支給事業では、入院中に病院指定のおむつを使用している方におむつ代の助成を開始
48	まちづくりの基本方針の推進	発展継承	7,038	・新まちづくり基本方針策定のための調査・検討を行う(土地利用方針や道路交通体系整備方針などの分野別方針を中心に検討し、素案作成)。 ・都市計画公園高井戸公園整備推進と周辺まちづくりの問題解決に向け、社会資本の整備や都市防災の拠点としての機能強化などの視点から取組を推進する。 ・都など関係機関との協議を進め、みどり豊かなオープンスペースの保全・継承とスポーツ・レクリエーションの場の創出を目指す。
			7,800	
49	都市再生事業	新たに	7,800	・荻窪駅周辺まちづくり基本方針の調査・検討(荻窪駅周辺のまちづくりの考え方の検証及び荻窪駅南北の連携強化の可能性や駅前広場隣接地区の共同化等について検討)
50	鉄道連続立体交差の推進	発展継承	17,753	・京王線、西武新宿線沿線まちづくりの推進(京王線沿線のまちづくり協議会の活動支援、西武新宿線の駅ごとに発足したまちづくり勉強会の支援、沿線のまちづくり活動について、地域の方々へ情報を提供)
51	景観まちづくり	発展継承	4,442	・景観計画に基づき、善福寺川沿いの景観形成重点地区等での建築行為に関わる届出制度や大規模建築物等の事前協議制度により、住宅都市杉並として落ち着いたまちなみづくりを進める。 ・区民の景観への関心を高めるため、「景観録」「景観ある区マップ」の発行、景観集会の開催などの普及啓発活動を行う。
52	区営住宅の提供	発展継承	196,209	・区営住宅管理・運営の一層の適正化(使用料の収納率向上のため、滞納者への個別相談や分納など早期回収と滞納指導を徹底する。受益者負担の適正化のため、新たな減免基準を適用する) ・住宅困窮者が入居できるよう、優遇抽籤や高齢者・障害者専用の十戸枠の設定制度の実施 ・住宅セーフティネット機能の強化、住環境の環境整備(設備改修・バリアフリー化)
53	高齢者住宅の提供	発展継承・新たに(23年度)	551,647	・みどりの里のケア付き住宅への転換計画の推進

分野	事務事業名	計画書・補正()は事務事業等外部評価の実施年度	予算(千円)	主な取組ほか(区政経営計画書より)
都市整備分野	54	耐震改修促進	268,339	・耐震改修促進計画に基づき、耐震化に向けた取組の必要性のPR ・助言・指導及び区内全建築物の耐震診断から耐震改修に至るまでの支援を計画的に実施 ・耐震化を促進するため、登録木造精密診断士の増員など体制の強化や区分所有マンションの耐震化合意形成の支援などの実施 ・「緊急輸送道路」沿線道等の特定建築物(1700～1800棟)の耐震診断等に必要な事前調査の実施
	55	有料制自転車駐車場の運営	640,318	・駅周辺の放置自転車をなくすため、誰でも利用できる自転車駐車場を運営するとともに、利用者が安全安心に利用でき、使いやすい自転車駐車場にするため、老朽施設の改修し、維持管理の充実に取り組む ・新高円寺自転車駐車場で券売機の設置、方南町東自転車駐車場で、時間管理のできる機械式ラックを導入し、短時間に利用しやすい駐車場に整備
	56	道路台帳の整備	12,752	・23年4月1日に国から街区基準点の移管を受け、区の公共基準点の情報提供サービスを開始。
	57	魅力ある歩行者優先の道づくり	348,205	・大田黒公園周辺から水路敷きを利用した散歩みち(2路線延べ520m)の整備に向けた測量
	58	南北バスの運行	101,850	・現行3路線の環境整備や、ノンステップバスへの買い替えによりバリアフリー化を推進する。 ・区内の交通不便地域において、新たなコミュニティバスのあり方について、調査・検討を行う。
	59	身近な公園の整備	90,474	・まちかど公園、ふれあい公園、のびのび公園等を整備。 ・四季折々の花の咲く公園、森のある公園、子どもたちが自由に遊べる原っぱなど、個性的な公園の整備
	60	公園の改修	73,197	・与謝野公園の整備(与謝野寛(鉄幹)晶子夫妻が晩年を過ごした家の跡地にある南荻窪中央公園の再整備)
	61	公園緑地事務所等の管理運営	102,831	・大田黒公園の管理に指定管理者制度を導入。 ・桃井原っぱ公園の開園(民間事業者へ管理委託)
環境清掃分野	62	地球温暖化対策の推進	55,601	・太陽光発電機器などへの設置助成の実施
	63	安全美化条例に基づく生活環境の改善	22,712	・歩行喫煙対策について、費用対効果の観点からパトロール活動のあり方を見直すとともに、基本的なルールやマナーの遵守に関する啓発活動に重点を置いた取組を進める。
	64	資源の回収	2,017,459	・「ごみ・資源の収集カレンダー」や清掃情報誌などによる周知啓発、個別の排出指導や地域懇談会などを通して資源化の必要性やゴミ処理コスト等についてお知らせする。 ・安定的かつ効率的な資源回収に努めるとともに、集団回収を支援する。 ・資源持ち去り防止について、パトロール活動のあり方を見直す。
	65	レジ袋削減推進	3,408	・レジ袋削減に関する啓発活動のあり方などを見直し、コスト削減を図りつつ、引き続き、事業者の主体的な取組を支援していく。
教育分野	66	学校適正配置の推進	1,723	・永福南小・永福小の統合に向け、統合協議会の円滑な運営に努める。 ・その他の適正配置検討対象校について、小中学校適正配置基本方針に基づき、適正配置計画の策定を目指し、保護者や地域、学校関係者との意見交換を重ねていく。
	67	教育ビジョンの推進	7,264	・24～33年度における「杉並の目指す教育」を実現するための指針を策定。 ・義務教育9年間で、児童・生徒の学びの連続性を保障した教育活動(小中一貫教育)を区立小・中学校全校で推進 ・施設一体型小中一貫教育(神泉小・和泉小・和泉中)の整備に向けた協議、3校の連携推進
	68	地域教育改革の推進	23,690	・地域に開かれた信頼される学校づくりを目指し、地域運営学校(コミュニティ・スクール)の指定を段階的に拡充し、地域との協働による学校づくりを進める。
	69	学校の支援	133,959	・学校を中心とした地域コミュニティの形成を目指すとともに、学校の教育活動のさらなる充実・発展を図るため、地域住民、保護者等の学校運営への参画を促し、学校支援本部の取組の支援を推進する
	70	特別支援教育(障害児教育)	137,343	・特別支援学校や特別支援学級、通常学級における障害のある児童・生徒に対する教育的支援の実施 ・介助員、介助員ボランティア、学習支援教員の配置による、発達障害児等への支援の取組強化
	71	教育職員人事事務	69,620	・区立小・中学校全校に学校司書を配置し、学校図書館の運営業務や授業支援等を行う。これにより、児童・生徒の読書習慣を培う「読書センター」及び学習活動を支える「学習情報センター」としての機能充実を図る。
	72	学校教育への支援	91,513	・学力・体力向上事業、教育課程研究指定校などによる調査・研究事業、魅力ある学校づくり、学校図書館への支援など ・全中学校の夏季補習授業支援(中学校パワーアップ教室の実施)
	73	高井戸第二小学校の改築	118,034	・実施設計、既存プール解体、仮設校舎建設(24年度に既存校舎解体、新校舎建設着手、26年度新校舎竣工)
	74	統合校の施設整備	345,935	永福小・永福南小の統合に向け、体育館、プール棟等の建設工事と永福小学校既存校舎の改修に着手
	75	小学校空調設備整備	1,086,910	・夏季気温の上昇や、新教育課程による授業時間増等の対応のため、小・中学校の普通教室にエアコンを設置する。
		中学校空調設備整備	256,070	
	76	〈小中一貫校の施設整備〉 ・小中一貫校の施設整備(小学校費)	38,617	・新泉・和泉地区での27年4月の小中一貫教育校の開校にむけて、地域関係者、保護者等で構成する小中一貫教育校設置協議会において、校舎の配置計画等を検討し、基本設計を進める。
		・小中一貫校の施設整備(中学校費)	38,617	
	77	中学校の移動教室	89,064	・中学に進学して間もない時期に、「人間関係の構築力」を育成し、充実した学校生活を送る基盤を築くために、フレンドシップスクールを新たに実施 ※東日本大震災のため実施取り止め ・主に2年生を対象に、自然体験学習や生徒の健康増進を目的とした移動教室の実施
	78	井草中学校の改築	2,401,901	・22年度に着手した新校舎建設工事。 ・施設の耐震化により安全性を確保するとともに、学校周辺に植樹を中心とした緑化を行い、地域との調和を図る。
79	図書館運営	1,019,836	・子ども読書活動の推進 調べ学習支援の充実(児童資料の充実、ボランティアとの協働による調べ学習室の運営、調べる学習賞コンクールの実施) 子ども向けの事業、講座、後援会等の充実(あかちゃんおはなし会、児童向けおはなし会の実施、ブックガイドの発行、児童文化作家による保護者向け講座の実施、絵本作家による創作ワークショップの実施)	
80	生涯スポーツ振興事業	41,329	・台湾との間で、中学生同士の野球交流会を実施することにより、健全なスポーツ精神を培うとともに、異文化理解・国際理解を深める契機とする。	
81	大宮前体育館の移転改築	603,826	・老朽化に伴う移転改築(平成25年度完成予定、災害備蓄倉庫併設)	

財団等経営評価対象団体一覧

＜財団等経営評価に対する外部評価（19年度～23年度実施状況）＞

団 体 名	外部評価実施団体					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財団法人 杉並区勤労者福祉協会 (23年度未解散)	○		○			
財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団		○		外部評価未実施	○	
公益財団法人 杉並区スポーツ振興財団		○			○	
公益社団法人 杉並区シルバー人材センター		○			○	
社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	○		○		○	
特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	○	○			○	
杉並区交流協会	○		○			
杉並区文化協会 (23年度未解散)	○		○			
杉並師範館 (22年度未廃止)	○	○	○			

現場視察先候補例

資料 7-4

施設等	関連する主要事業		備考
高井戸地域区民センター	17	高井戸地域区民センターの改修	・高齢者活動支援センター、高井戸温水プール、ひととき保育高井戸 併設 ・指定管理事業者が高齢者活動支援センター、高井戸温水プールと一体的に管理。
産業振興センター	20	中小企業・団体等に対する支援	・区の産業振興部門(商工相談、就労相談・起業支援、勤労者福祉事業、商店街各種支援事業、電子地域通貨、アニメ等新産業の振興、都市農業の振興等) ・駅前事務所、都市再生担当分室、区内産業3団体(東京商工会議所杉並支部、杉並区商店街振興組合連合会・杉並区商店会連合会、杉並産業協会) 併設
	21	商店街振興対策	
	22	商店街環境整備	
	23	アニメの杜すぎなみ	
	24	電子地域通貨	
	25	農業の支援・育成	
	49	都市再生事業	
こども発達センター	29	発達障害児専門相談・グループ指導	心身の発達に心配があるこどもと家族への支援
済美教育センター(特別支援教育課)	70	特別支援教育(障害児教育)	障害のある児童・生徒への教育的支援
在宅療養相談調整窓口	40	在宅療養支援体制の充実	23年7月開設。病院等から円滑に在宅療養へ移行・継続できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整を行う。(区役所 高齢者生活支援課内)
歯科保健医療センター	41	歯科保健医療センター移転改修 歯科保健医療センターの運営 成人歯科健康診査	かかりつけ歯科医に関する相談、歯科医療機関の紹介等、障害や疾病により一般歯科診療所での治療が困難な区民を対象に専門的歯科治療等を行う。 23年10月の移転を機に杉並区立から歯科医師会立へと変更し、歯科医師会の事業である訪問歯科診療や休日歯科診療所などと連携を図っている。
地域包括支援センター (ケア24)	46	〈地域包括支援センターの機能強化〉 介護予防ケアマネジメント 総合相談 権利擁護 包括的ケアマネジメント支援	地域包括支援センターは、高齢者福祉事業や地域の介護予防の拠点として、地域の高齢者の身近なよりどころとして、区内20所に設置。 在宅介護等に関する相談・助言、高齢者福祉サービスや介護予防サービスの相談・利用申請受付、介護保険に関する相談・助言、要介護認定申請受付、高齢者虐待相談・権利擁護相談、介護予防ケアプラン作成などを行う。
与謝野公園	60	公園の改修	与謝野鉄幹・晶子夫妻が晩年を過ごした家があった地で、昭和57年に「南荻窪中央公園」として開園。再整備により平成24年4月に名称変更し、二人が詠んだ歌碑14基を設置。
角川庭園・幻戯山房〜すぎなみ詩歌館			21年5月開設。角川書店の創業者である角川源義氏の旧邸宅。
桃井はらっぱ公園	61	公園緑地事務所等の管理運営	防災公園として整備され、平成23年開園
大田黒公園			23年度から指定管理
中央図書館	79	図書館運営	・子ども読書活動の推進(調べ学習支援の充実)、子ども向けの事業、講座、後援会等の充実(あかちゃんおはなし会党の実施、ブックガイドの発行ほか)

経営評価対象団体	関連する主要事業		備考
交流協会	15	国際・国内交流の推進	
障害者雇用支援事業団	30	就労支援事業	
スポーツ振興財団	80	生涯スポーツ振興事業	

杉並区入札監視委員会について

杉並区では、第三者機関である杉並区外部評価委員会に入札監視委員会の機能を合わせ持たせ、委員の皆様には杉並区の入札・契約制度の評価、助言さらに必要な提言などをお願いしているところです。

このため今年度も、第3回外部評価委員会は、入札監視委員会として開催させていただきたいと存じます。

1 所掌事項（杉並区外部評価委員会設置要綱）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区による行政評価の結果について、意見をまとめ公表すること。
- (2) 行政評価制度の改善等に関すること。
- (3) 個別外部監査のテーマの選定に関すること。
- (4) 入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関すること。
- (5) 入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立ての処理に関すること。

2 入札監視委員会の設置経緯

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成13年4月施行）及び同法に基づく国の指針において、以下の内容が定められ、地方公共団体の長は、必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

- ① 公共工事の入札・契約における透明性の確保を図るため、その過程や内容について学識経験を有する第三者の意見を適切に反映すること。
- ② 公正な競争を促進するため、入札・契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備すること。

その他の資料について

次の資料については、このファイルを閉じて、画面左側のリンク先からご覧ください。

資料5 杉並区基本構想（10年ビジョン）

資料6 杉並区総合計画（10年プラン）杉並区実行計画（3年プログラム）